

## 武蔵野市公立保育園改革評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 武蔵野市公立保育園改革計画(平成16年2月2日策定)に基づく改革(以下「改革」という。)についての評価を客観的に行うことにより、その実効性を高めるため、武蔵野市公立保育園改革評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、改革による新たな子育て施策への取組、認可保育園の保育の質の向上への取組及び公立保育園の効率的経営への取組についての評価を市長に報告する。

- (1) 各年度ごとの改革の評価に関すること。
- (2) 評価の基準の決定等改革の評価方法に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、改革の評価に関すること。

2 委員会は、必要に応じて、次年度の改革の取組について、市長に勧告することができる。

### (構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成し、市長が委嘱する。

### (委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成19年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、公立保育園の改革の評価に係る専門の知識又は経験を有する者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、子ども家庭部保育課において行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成16年6月25日から施行する。

別表（第5条関係）

| 氏名   | 職等               |
|------|------------------|
| 安念潤司 | 成蹊大学大学院法務研究科専任教授 |
| 池田泰  | 武蔵野市立桜堤保育園園児保護者  |
| 平川公三 | ふじの実保育園園長        |
| 鵜川正樹 | 武蔵野市公会計制度研究専門委員  |